

告示

埼玉県告示第千十一号

埼玉県税条例（昭和二十五年埼玉県条例第三十八号）第二十五条の二第三号ハの規定により、個人の県民税の寄附金税額控除の対象となる法人又は団体を指定したので、埼玉県税条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号）第九条の二第三項の規定により告示する。

令和三年九月三日

埼玉県知事 大野 元裕

指定年月日	令和三年八月三十日
法人又は団体の名称	学校法人城西大学
代表者の氏名	上原 明
主たる事務所の所在地	東京都千代田区紀尾井町三番二十六号